

[事案 29-307] がん診断給付金支払請求

・平成 30 年 10 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

がん治療を継続していること等を理由に、がん診断給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

2 回目のがん診断給付金の支払該当日から 2 年経過後の通院について、ホルモン療法のための通院を継続していること、医師もがんの治療を直接の目的とした通院としていること、診断書にもがんと明記されていることから、平成 23 年 4 月に契約したがん保険に基づき、3 回目のがん診断給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

検査による明らかな再発・移転等、申立人の体内にがん細胞があることの客観的根拠がなく、本通院はがんの治療を直接の目的とした通院ではないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、治療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。